

## 令和8年第1回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和8年1月23日（金） 午後2時00分 （開会：午後2時00分 から 閉会：午後2時50分）
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出席者	教育長：大森達也、教育長職務代理者：塚本真実、教育委員：草間武、教育委員：山口雅敏、教育委員：岡野陽子
欠席者	なし
傍聴者	なし
委員以外の出席者	教育部長：市塚文夫、副部長：松本和能、副部長兼学務課長：稲川栄士、副部長兼指導課長：松山勝洋 生涯学習課長：飯島知枝、しもだて地域交流センター長：池田健、生涯学習センター長：大木清、 明野コミュニティセンター長：長本敏介、協和コミュニティセンター長：大木孝仁、しもだて美術館副館長：渡辺正法 義務教育学校整備課副課長：市村治 学務課学校総務係課長補佐：稲葉美沙子、学務課学校総務係主任：埴知尋
議 案	報告第1号 筑西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する議案の市議会提出について 報告第2号 令和7年度筑西市一般会計補正予算（第6号）の市議会提出について 議案第1号 筑西市蓮沼忠雄育成基金条例等を廃止する議案の市議会提出について 議案第2号 筑西市学校の在り方検討委員会委員の委嘱について 議案第3号 板谷波山記念館指定管理者の指定に係る議案の市議会提出について
議事の概要	教 育 長： ただいまから、令和8年第1回筑西市教育委員会定例会を開会します。 それでは、日程2 議事に入ります。報告第1号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する議案の市議会提出について」、報告をお願いします。  学 務 課 長： 報告第1号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する議案の市議会提出について」、ご説明いたします。 今回の条例改正につきましては、令和7年人事院勧告に基づき、市職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数及び通勤手当に係る距離区分、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数、一般職の任期付職員の給料月額、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給月数並びに会計年度任用職員の給料月額及び通勤

手当に係る距離区分等の事項を改正するため、関係する5本の条例を改正するものです。条例改正議案につきましては、令和8年1月21日に開催された第1回筑西市議会臨時会に提出し、可決されましたので、ご報告いたします。

改正を行う条例のうち、教育委員会所管の条例は、「筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例」となります。主な改正内容は、教育長の賞与支給率について、0.05月分引き上げるものです。

説明は以上でございます。

教 育 長： ただいま、報告第1号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部を改正する議案の市議会提出について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。  
続きまして、報告第2号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第6号）の市議会提出について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 報告第2号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第6号）の市議会提出について」、ご説明いたします。  
令和7年度筑西市一般会計補正予算第6号につきましては、1月21日に開催された第1回筑西市議会臨時会に提出し、可決した補正予算議案となりますので、ご報告いたします。  
はじめに、歳出予算補正について説明させていただきます。No.1、所管課・学務課、事業名・教育指導経費、摘要・会計年度任用職員報酬、補正額・8万5千円の増額補正を行うものです。こちらは、先の報告第1号でもご説明申し上げましたように、人事院勧告に伴う給与改定等により、会計年度任用職員の報酬について増額が見込まれることから、補正を行うものでございます。同様の理由により、No.2からNo.15までの事業につきましても、会計年度任用職員の報酬及び期末勤勉手当について、増額補正を行うものです。  
続きまして、No.16、所管課・学務課、事業名・小学校運営関係費、摘要・放送設備更新工事費、補正額・1,059万2千円の増額補正を行うものでございます。こちらは、下館小学校、伊讚小学校及び竹島小学校において校内放送設備が故障し修繕が必要となりましたが、耐用年数の経過等により修繕が困難なことから、放送設備一式を更新するための予算を計上するものです。  
続きまして、繰越明許費補正について説明させていただきます。No.1、所管課・学務課、事業名・小学校運営関係費、摘要・放送設備更新工事費、翌年度繰越額・1,059万2千円の繰越しをお願いするものでございます。こちらは、歳出予算補正で説明いたしました市内小学校の放送設備更新工事について、年度内での事業完了が困難であることから、翌年度への繰越しをお願いするものとなります。

続きまして、債務負担行為補正について説明させていただきます。No. 1、所管課・学務課、事項・学校アクセスポイントライセンス更新、期間・令和8年度、限度額・1,338万7千円の債務負担行為の設定をお願いするものです。こちらは、各学校に設置してあるG I G A用無線ネットワーク機器、アクセスポイントのライセンス期限が今年度末で満了となることから、令和8年度においても継続的に利用できるよう、今年度中にライセンス更新の契約を締結するため、債務負担行為の設定をお願いするものとなります。  
説明は以上でございます。

教 育 長： ただいま、報告第2号「令和7年度筑西市一般会計補正予算（第6号）の市議会提出について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

草 間 委 員： 学校アクセスポイントとは、具体的にどういうものなのですか。

学 務 課 長： 学校で使用するタブレット等を無線で接続するための送信機のことです。タブレットを無線でネットに接続するためには、無線接続に係るライセンスを契約して使用していますが、今回、このライセンスが年度末をもって満了となるため、ライセンスの更新が必要となります。

草 間 委 員： 無線接続だと、学校関係者以外の方が接続して情報を抜き出したり、妨害したりとそういった問題はないのでしょうか。

学 務 課 長： ネット回線とパソコン、両方にセキュリティが施されているので問題はないと思われます。

教 育 長： よろしいでしょうか。

続きまして、議案第1号「筑西市蓮沼忠雄育成基金条例等を廃止する議案の市議会提出について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第1号「筑西市蓮沼忠雄育成基金条例等を廃止する議案の市議会提出について」、ご説明いたします。  
こちらは、蓮沼忠雄奨学資金制度の終了に伴い、筑西市蓮沼忠雄育成基金条例、筑西市蓮沼忠雄育成運用基金条例、蓮沼忠雄奨学資金貸与条例の、3本の条例を廃止するものです。

廃止の理由につきましては、蓮沼忠雄奨学資金は、昭和63年の制度創設以来、利用者は1名のみとなっており、制度の目的が果たされていないこと、また、高等学校授業料無償化等、学校教育を取り巻く環境が変化し、今後も貸与希望者が見込めないこと等により、令和8年3月末日をもって事業終了とするものです。

施行日につきましては、令和8年4月1日となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま議案第 1 号「筑西市蓮沼忠雄育成基金条例等を廃止する議案の市議会提出について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

塚 本 委 員： 利用者がいないのであれば仕方がないのでしょうか。

教 育 長： よろしいでしょうか。

それでは、議案第 1 号「筑西市蓮沼忠雄育成基金条例等を廃止する議案の市議会提出について」、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 1 号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第 2 号「筑西市学校の在り方検討委員会委員の委嘱について」、説明をお願いします。

義務教育学校整備課副課長： 議案第 2 号「筑西市学校の在り方検討委員会委員の委嘱について」、ご説明いたします。

学校の在り方検討委員会委員については、令和 6 年度と令和 7 年度の 2 年間にわたる委嘱期間として、すでにご承認をいただいておりますが、所属団体の役員等の交代により委員の変更が生じたため、改めて、委員の委嘱について議案としてお諮りするものとなります。委嘱期間は、前任委員の残任期間となることから、令和 8 年 1 月 23 日から 3 月 31 日までとなり、お示ししている名簿中、備考欄に新規と記載している 13 名の方に、新たに委嘱をお願いするものとなります。

交代の主な理由についてですが、教職員の人事異動、市内の幼稚園協議会の代表者変更、所属団体・委員会の改選等による代表者の変更等が挙げられます。また、保護者の変更理由につきましては、お子さんの卒業等により前任委員が保護者でなくなったことから、改めて学校長等からの推薦により 2 名を委嘱するものとなります。

構成委員数については、交代による委嘱となりますので、全体の人数である 32 名は変更ありません。

なお、今年度の学校の在り方検討委員会の開催につきましては、令和 8 年 3 月中旬を予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま議案第 2 号「筑西市学校の在り方検討委員会委員の委嘱について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議案第 2 号「筑西市学校の在り方検討委員会委員の委嘱について」、賛成の方は挙手をお願いします。

す。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第2号について、原案どおり可決いたします。  
続きまして、議案第3号「板谷波山記念館指定管理者の指定に係る議案の市議会提出について」、説明をお願いします。

しもだて美術館副館長： 議案第3号「板谷波山記念館指定管理者の指定に係る議案の市議会提出について」、ご説明いたします。  
板谷波山記念館指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理候補者である、公益財団法人波山先生記念会を、令和8年度から令和12年度の指定管理者として指定することについて、令和8年第1回筑西市議会定例会に議案として提出してよろしいかご審議をお願いするものです。  
説明は以上となります。よろしくご説明いたします。

教 育 長： ただいま議案第3号「板谷波山記念館指定管理者の指定に係る議案の市議会提出について」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。  
それでは議案第3号「板谷波山記念館指定管理者の指定に係る議案の市議会提出について」、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第3号について、原案どおり可決いたします。  
続きまして、日程4 協議に入ります。(1) その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いいたします。

協 議

草 間 委 員： 以前、総合教育会議でお聞きした義務教育学校等の先進地視察に係る教職員の研修費用について、予算措置の進捗状況があればお聞きしたいのですが。

教 育 部 長： 次年度の予算編成としては、現時点では予算要求に至っていない状況です。今後、協和地区の義務教育学校整備の進捗状況に合わせて、義務教育学校等の先進地視察が必要となった場合、準備委員会委員だけではなく、教職員も併せて参加していただくとなった折には、関係課から必要な経費を要求する形となると思われます。

教 育 長： よろしいでしょうか。  
以上をもちまして、令和8年第1回筑西市教育委員会定例会を閉会します。